

## IHR 実施訓練「Exercise Cristal 2008」概要

改正国際保健規則（IHR2005）に基づくイベント報告に関して、WHO 西太平洋事務局（WPRO）が加盟国の連絡窓口（National Focal Point、以下 NFP）を対象として行った訓練。

日時 平成20年12月9日 10:30～13:30  
対応 厚生科学課健康危機管理対策室 牧野国際健康危機管理調整官

### 【目的】

1. 各加盟国の NFP が機能しているか、連絡が可能かを試し評価する。
2. 公衆衛生事案について WHO と加盟国の間で確認をする手順を確かめる。
3. WPRO 内の機能を訓練し評価する。

### 【方法】

WPRO の連絡窓口（WHO IHR Contact Point、WPRO 内では Duty Officers が担当）、各国加盟国の NFP（日本では健康危機管理対策室）、及び加盟国内の地域の保健当局を想定した者との連絡を、メール、ファックス、電話を用いて行った。

### 【概要】

加盟国内に仮想されたツツ地域の公衆衛生局（Tutu Public Health Unit ; TPHU、WPRO 内のコントローラーがその役を行っている）から、地域内で発生した原因不明の疾病の拡大が NFP 宛に報告があった。

（対応）

NFP と TPHU との間で状況確認を行い、IHR Annex 2 にある判断ツールに照らして WHO へ通告（Notify）するべき国際的に関心のある公衆衛生上のイベント（PHEIC）に相当するかどうか評価した。

同時に、WHO は加盟国内のツツ地域でアウトブレイクがあることを、メディアサーベイを通じて察知。メディアで報じられている情報の真偽を WPRO の Duty Officer から加盟国 NFP 宛てに確認の連絡があった。

（対応）

NFP からは当初、通告するべきイベントではないがツツ地域に於いて感染症の拡大が疑われていることを情報共有した。

（引き続きの対応）

NFP は TPHU と Duty Officer の双方と連絡を取り続けた。ツツ地域での感染が拡大した段階で、判断ツールに基づいて NFP から Duty Officer へ通告を行った。

その後も、TPHU との間では、医薬品等の支援の必要について NFP との間で連絡を続けた。また、NFP から Duty Officer に対しては、感染は拡大しつつあるものの自国全域に広がっているわけではないため、渡航勧告（Travel Advisory）は出さないよう要請を行った。

平成 20 年 10 月 20 日

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付

## 国民保護に係る訓練の実施について

平成 20 年度に国と地方公共団体が共同して実施する国民保護に係る訓練として 10 月 27 日（月）に実施する宮崎県の図上訓練の主要な訓練項目及び参加機関等が決定しましたのでお知らせします。

### 1 実施日時

平成 20 年 10 月 27 日（月） 8 : 30 ~ 12 : 00

### 2 訓練実施場所

- ・ 宮崎県庁
- ・ 首相官邸危機管理センター（※取材はできません。）

### 3 想定

国際的に天然痘テロの蓋然性が上昇し政府として警戒しているところ、宮崎県内において、天然痘疑似症患者が発生し、天然痘と診断される。

### 4 主な訓練項目

- (1) 政府現地対策本部の設置・運営訓練
- (2) 宮崎県及び宮崎市緊急対処事態対策本部の設置・運営訓練
- (3) 首相官邸と宮崎県緊急対処事態対策本部間の TV 会議訓練
- (4) 緊急対処事態発生時の宮崎県の初動措置（情報収集・報告・各機関との連携）訓練
- (5) 事態認定以降の宮崎県対策本部における情報収集、状況判断、意思決定及び緊急対処保護措置を行う上で必要な対処訓練
- (6) 宮崎県対策本部から関係機関等への情報伝達訓練

### 5 参加機関

内閣官房、警察庁、消防庁、厚生労働省、海上保安庁、防衛省、陸上自衛隊、航空自衛隊、自衛隊宮崎地方協力本部、九州経済産業局、九州運輸局、第十管区海上保安本部、九州防衛局、宮崎県、宮崎県警察本部、宮崎市、宮崎市消防局、清武町、宮崎県医師会、宮崎県看護協会、日本赤十字社宮崎県支部、宮崎県内全市町村（※情報伝達訓練に参加）

#### 【問い合わせ先】

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付 内閣参事官 小宮 大一郎

電話 03-3581-3465

平成 21 年 1 月 13 日

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付

## 国民保護に係る訓練の実施について

平成 20 年度に国と地方公共団体が共同して実施する国民保護に係る訓練として 1 月 20 日（火）に実施する愛媛県の図上訓練の主要な訓練項目及び参加機関等が決定しましたのでお知らせします。

### 1 実施日時

平成 21 年 1 月 20 日（火） 10:00～14:00

### 2 訓練実施場所

- ・愛媛県庁
- ・西条市役所
- ・首相官邸危機管理センター（※取材はできません。）

### 3 想定

国際的に天然痘テロの蓋然性が上昇し政府として警戒しているところ、愛媛県内において、天然痘疑似症患者が発生し、天然痘と診断される。

### 4 主な訓練項目

- (1) 政府現地対策本部の設置・運営訓練
- (2) 愛媛県及び西条市緊急対処事態対策本部の設置・運営訓練
- (3) 首相官邸と愛媛県及び西条市緊急対処事態対策本部間の TV 会議訓練
- (4) 緊急対処事態発生時の愛媛県の初動措置（情報収集・報告・各機関との連携）訓練
- (5) 事態認定以降の愛媛県対策本部における情報収集、状況判断、意思決定及び緊急対処保護措置を行う上で必要な対処訓練
- (6) 愛媛県対策本部から関係機関等への情報伝達訓練

### 5 参加機関

内閣官房、警察庁、消防庁、厚生労働省、海上保安庁、防衛省、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、自衛隊愛媛地方協力本部、四国経済産業局、四国運輸局、第六管区海上保安本部、中国四国防衛局、愛媛県、愛媛県警察本部、松山市、西条市、今治市、愛媛県内全市町（※情報伝達訓練に参加）

#### 【問い合わせ先】

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付 内閣参事官 小宮 大一郎

電話 03-3581-3465

平成 21 年 1 月 30 日

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付

## 国民保護に係る訓練の実施について

平成 20 年度に国と地方公共団体が共同して実施する国民保護に係る訓練として 2 月 6 日（金）に実施する神奈川県の出上訓練の主要な訓練項目及び参加機関等が決定しましたのでお知らせします。

### 1 実施日時

平成 21 年 2 月 6 日（金） 13 : 30 ~ 17 : 00

### 2 訓練実施場所

- ・神奈川県庁
- ・横浜市役所
- ・首相官邸危機管理センター（※取材はできません。）

### 3 想定

横浜市の繁華街において、国際テロ組織による放射性物質を用いた爆弾テロが発生し、多数の死傷者が発生。

### 4 主な訓練項目

- (1) 政府現地対策本部の設置・運営訓練
- (2) 神奈川県及び横浜市緊急対処事態対策本部の設置・運営訓練
- (3) 首相官邸と神奈川県緊急対処事態対策本部間の TV 会議訓練
- (4) 緊急対処事態発生時の神奈川県の初動措置（情報収集・報告・各機関との連携）訓練
- (5) 事態認定以降の神奈川県対策本部における情報収集、状況判断、意思決定及び緊急対処保護措置を行う上で必要な対処訓練
- (6) 神奈川県対策本部から関係機関等への情報伝達訓練

### 5 参加機関

内閣官房、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、経産産業省、海上保安庁、防衛省、原子力安全委員会、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、自衛隊神奈川地方協力本部、第三管区海上保安本部、南関東防衛局、神奈川県、神奈川県警察本部、横浜市、日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援・研修センター、放射線医学総合研究所、日本分析センター、日本アイソトープ協会、神奈川県内全市町村（※情報伝達訓練に参加）

#### 【問い合わせ先】

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付 内閣参事官 小宮 大一郎

電話 03-3581-3465

(参考)

平成 20 年度 国民保護共同訓練の実施状況と予定

三重県 (図上)	平成 20 年 10 月 21 日 (火) (実施済み)
宮崎県 (図上)	平成 20 年 10 月 27 日 (月) (実施済み)
秋田県 (図上)	平成 20 年 11 月 4 日 (火) (実施済み)
青森県 (図上)	平成 20 年 11 月 7 日 (金) (実施済み)
山口県 (実動)	平成 20 年 11 月 11 日 (火) (実施済み)
滋賀県 (図上)	平成 20 年 11 月 12 日 (水) (実施済み)
鳥取県 (実動)	平成 20 年 11 月 16 日 (日) (実施済み)
大分県 (図上)	平成 20 年 11 月 18 日 (火) (実施済み)
岡山県 (実動)	平成 20 年 11 月 19 日 (水) (実施済み)
奈良県 (図上)	平成 20 年 11 月 21 日 (金) (実施済み)
長野県 (実動)	平成 20 年 11 月 26 日 (水) (実施済み)
愛媛県 (図上)	平成 21 年 1 月 20 日 (火) (実施済み)
新潟県 (図上)	平成 21 年 1 月 21 日 (水) (実施済み)
長崎県 (図上)	平成 21 年 2 月 3 日 (火) (発表済み)
徳島県 (図上)	平成 21 年 2 月 4 日 (水) (発表済み)
神奈川県 (図上)	平成 21 年 2 月 6 日 (金) (今回発表)
山形県 (図上)	平成 21 年 2 月 9 日 (月) (発表済み)
福井県 (図上)	平成 21 年 2 月中旬

## 第4回新型インフルエンザ対応総合訓練の実施結果について

厚生労働省健康局結核感染症課

新型インフルエンザが発生した場合の対応について、政府・自治体の対策及び連携を確認するとともに、国民への啓発を行うため、次のとおり、総合訓練を実施した。

### 【実施日時】

平成21年1月13日(火)終日

### 【実施目的】

- ① 内閣官房及び関係省庁間の連絡・情報共有体制及び意思決定手順の確認
- ② 関係省庁及び地方公共団体の担当者の対応能力の向上
- ③ 訓練の結果を踏まえた現行行動計画やガイドラインの改善
- ④ 国民への啓発

### 【訓練の概要】

今回の訓練には、内閣官房及び全省庁、愛知県が参加し、実働訓練に際しては愛知県下の医療機関等が参加した。

今回の訓練では、新型インフルエンザの発生初期の段階、すなわち行動計画における第一段階(海外発生期)から、第二段階(国内発生早期)、第三段階(感染拡大期、まん延期、回復期)、そして第四段階(小康期)までの一連の発生段階における対応を確認した。

### 【訓練の実施方法・結果】

(1)内閣危機管理監による緊急参集(1月9日(金)16:00~16:30)

- ◆ 訓練シナリオに基づき、官邸において、内閣危機管理監による内閣官房幹部及び関係省庁局長等の緊急参集訓練を行い、海外において新型インフルエンザの発生が疑われる場合の初動体制の確認を行うとともに、参集した省庁の対処について確認した。

(参集者)

内閣官房、警察庁・消防庁・法務省・外務省・厚労省・国交省・海上保安庁・防衛省

(確認内容)

- 国民への的確な情報提供
- 在外邦人支援・水際対策
- ワクチンの接種準備

(2)新型インフルエンザ対策本部の設置(1月13日(火)8:00~8:20)

- ◆ 訓練シナリオに基づき、官邸において、総理及び全閣僚が出席する新型インフルエンザ対策本部を開催し、海外において新型インフルエンザが発生した場合の当面の政府対処方針を決定した。

(出席者)

本部長:内閣総理大臣、副本部長:内閣官房長官・厚労大臣、全閣僚等

(決定内容)

- 国民への的確な情報提供
- 在外邦人支援・水際対策
- ワクチンの接種開始
- 社会機能の維持

(3) 愛知県の実働訓練、厚生労働省との連携訓練(1月13日(火)10:30~11:45)

- ◆ 愛知県において国内初の新型インフルエンザ患者が発生したとの訓練シナリオに基づき、愛知県で患者搬送、積極的疫学調査等の実働訓練を行うとともに、厚生労働副大臣と愛知県知事との間でのテレビ会議による情報共有・意見交換を実施した。

(4) 関係省庁における机上訓練(1月13日(火)13:00~16:00)

- ◆ 内閣官房は、訓練シナリオの進行に合わせた訓練課題を、各省庁に対して示した。
  - ・ 訓練課題は、全省庁に対する全体課題と、各省庁への個別課題とに分かれており、個別課題がない省庁もあった。
  - ・ 訓練課題は、主に数日にまたがる出来事に関連したものが提示された。
- ◆ 訓練課題に対応すべき省庁は、具体的な対策を検討し、概ね規定時間(1時間)内に内閣官房に回答した。

(5) 関係省庁対策会議幹事会開催(1月13日(火)17:00~17:30)

- ◆ 新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議幹事会を開催し、各省庁の訓練対応状況等について意見交換を行うとともに、訓練で明らかになった課題を確認した。

【今後の対応】

訓練課題に対応した内閣官房及び各省庁並びに愛知県においては、今回の訓練における回答及び対応について検証し、新型インフルエンザ発生時にとるべき対応について一層の検討を行うこととする。

具体的には、緊急時に円滑な対応が可能となるよう、次の事項について更に検討を行うこととしている。

- ・訓練シナリオの工夫・改善(初動対処訓練における状況設定等)
- ・今後の対策の推進に資する机上訓練の設問の在り方
- ・各省庁及び社会機能の維持に関わる事業者における業務継続の在り方
- ・食料品、生活必需品の備蓄及び流通の在り方
- ・新型インフルエンザ発生時における国民への情報提供の在り方
- ・新型インフルエンザ発生時における国と都道府県との情報共有や連携の在り方

## 新型インフルエンザ対策における日中韓協力について

厚生労働省健康局結核感染症課

### 平成 19 年 4 月 7 日 第一回保健大臣会合 (韓国・ソウル)

新型インフルエンザ発生の脅威が継続する中、韓国保健福祉部長官がその開催を提唱し、「新型インフルエンザへの共同対応に関する覚書」に署名し、具体的な活動として、ワーキンググループの設置、机上訓練の実施、情報・技術の共有、専門家の交流、政府高官による年次会合の開催等を実施することとなった。

### 平成 20 年 10 月 16 日～17 日 共同机上訓練 (韓国・ソウル)

三カ国の公衆衛生行政官と専門家による机上訓練を実施し、新型インフルエンザ対策において連携の必要な分野及び可能な分野について議論を行った。

フェーズ 4 からパンデミック後フェーズにいたるまでの各発生状況のシナリオに対する課題項目に対して各国が回答を発表し、議論を行った。

### 平成 20 年 11 月 2 日 第二回保健大臣会合 (中国・北京)

机上訓練の結果に基づき、新型インフルエンザ対策における共同対応のための、共同行動計画を採択した。

(共同行動計画の主な内容)

- 各保健省等に情報共有拠点を設置し、平時からの情報共有の体制を構築する。
- 新型インフルエンザ発生時の情報共有体制の整備及び交換する情報内容の策定
- 早期封じ込めにおける、国籍により差別のない対応
- リスクコミュニケーションとして、保健省のホームページ上で情報提供を行うことや、三カ国共同で噂情報に対応する方策
- 三カ国で引き続き訓練等を実施し結束を強化すること。さらに、他のアジア諸国へ協力範囲を拡大すること